

# 青森県報

第四千四百四十一号

平成三十年  
四月二十三日  
(月曜日)

## 目 次

○生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課) …… 一
○右 同	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同) …… 三
○生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同) …… 四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同) …… 五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同) …… 六
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同) …… 七
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	(障害福祉課) …… 八
○障害福祉サービス事業者の指定	(同) …… 八

## 告 示

### 青森県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者支援施設の指定 …… (同) …… 八
- 国土調査の指定 …… (農村整備課) …… 九
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任 …… (三八地域) …… 九
- 土地改良区の定款変更の認可 …… (同) …… 九
- 土地改良事業の工事の完了 …… (同) …… 九
- 土地改良区の役員の就任及び退任 …… (上北地域) …… 一〇

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社平成薬局	弘前市大字城東中央四丁目一三の一	居宅療養管理指導 平成薬局黒石病院前	黒石市北美町一丁目六一	平成三〇・三・七
有限会社マルチ薬局	平川市本町北柳田一二の二	有限会社マルチ薬局	平川市本町北柳田一二の二	
〃	〃	マルチ調剤薬局 柏木店	平川市柏木町藤山二〇の三	
〃	〃	〃	〃	



変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	株式会社 まごころ社	〃	有限会社 佐藤器機	〃	稲村 裕	〃	〃	〃	〃	〃
八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	一五 九稲大 四葉字 九稲見 の原 字市	八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	一五 九稲大 四葉字 九稲見 の原 字市	八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字
通所介 護	訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護	通所介 護	通所介 護	居宅療 養 管理指 導	居宅療 養 管理指 導	居宅療 養 管理指 導	居宅療 養 管理指 導	通所リ ハビリ テー ション	通所リ ハビリ テー ション
タビ ス ま ご ころ	ビ サ マ ご ころ	ビ サ マ ご ころ	ビ サ マ ご ころ	あ け ほ の タ ビ ス セ ン ター	あ け ほ の タ ビ ス セ ン ター	ケ ア ア プ ラ の ア プ ラ の ア プ ラ	ケ ア ア プ ラ の ア プ ラ の ア プ ラ	稲 村 歯 科 医 院	稲 村 歯 科 医 院	〃	〃
〃	〃	八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	八五 字大 一藤所 七卷唐 四笠原 七柳市	一五 橋大 元字 七長 五橋 の原 字市	一五 橋大 元字 七長 五橋 の原 字市	五 所 飯 詰 の 原 字 市	五 所 飯 詰 の 原 字 市	三 戸 郡 南 部 下 名	三 戸 郡 南 部 下 名	〃	〃
〃	〃	二五 ・二 ・一	二五 ・二 ・一	二五 ・二 ・九	二五 ・二 ・九	二五 ・八 ・七	二五 ・八 ・七	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
〃	〃	〃	〃	津軽保健 生活協同 組合	津軽保健 生活協同 組合	介 護 予 防 事 業 者 名 称
二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	主 たる 所 在 地
居宅療 養 管理指 導	居宅療 養 管理指 導	通所リ ハビリ テー ション	通所リ ハビリ テー ション	訪問予 防 シ ョ ン テ ー ハ	訪問予 防 シ ョ ン テ ー ハ	介 護 予 防 事 業 の 種 類
〃	〃	〃	〃	津軽保健 生活協同 組合	津軽保健 生活協同 組合	介 護 予 防 事 業 所 名 称
〃	〃	〃	〃	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	二五 野前 の二市 一丁目 目大字	所 在 地
〃	〃	〃	〃	平成 二五 ・二 ・一	平成 二五 ・二 ・一	変 更 日 月 年

青森県告示第三百三十六号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用  
 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護  
 予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三  
 第二号の規定により告示する。  
 平成三十年四月二十三日  
 青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
社会福 祉 法人 桜木 会	社会福 祉 法人 桜木 会
むつ市 中央 一三 丁目 一五	むつ市 中央 一三 丁目 一五
訪問介 護	訪問介 護
ホーム サ ー ハ ビル プ ス 桜 木	ホーム サ ー ハ ビル プ ス 桜 木
むつ市 小川 一丁 目一 三〇	むつ市 小川 一丁 目一 三〇
〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	有限会社 佐藤器機		稲村裕		〃		〃		〃		〃		〃
	弘前市大字 八原三丁目 八の一丁目		八戸市大字 長苗代字 田一四の三		弘前市大字 二の二丁目 二の二丁目		弘前市大字 二の二丁目 二の二丁目		弘前市大字 二の二丁目 二の二丁目		弘前市大字 二の二丁目 二の二丁目		弘前市大字 二の二丁目 二の二丁目
	介護予防 通所介護		介護予防 居宅療養 管理指導		介護予防 居宅療養 管理指導		介護予防 訪問介護 シヨリテハ		介護予防 訪問介護 シヨリテハ		介護予防 居宅療養 管理指導		介護予防 訪問介護 シヨリテハ
	あけぼの サービス センター		ザアプレ のサービス センター		稲村歯科 稲村歯科 稲村歯科		津軽保健 生活協同 組合生		津軽保健 生活協同 組合生		〃		津軽保健 生活協同 組合生
	五所川原市 大字長橋 一橋七五の		五所川原市 大字飯詰 石田二〇二		〃		〃		〃		〃		〃
	二九・一〇・九		二九・八・七		〃		〃		〃		〃		〃

区分	名称	名称	所在地	変更年月日
	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所		

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第百三十七号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	社会福祉 法人桜木		〃		株式会社 まごころ
	むつ市中央 二丁目一三 の一五		五所川原市 大字唐笠柳 八の藤巻一七		五所川原市 大字唐笠柳 八の藤巻一七
	訪問介護		介護予防 通所介護		訪問介護
	ホームサ ービス桜木		デイサ ービスまご ころ		介護サ ービスまご ころ
	むつ市大湊 一〇三〇の		〃		五所川原市 大字唐笠柳 八の藤巻一七
	三〇・一・一		〃		二九・二・一

青森県告示第三百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	
名称	居宅介護事業者
主たる事務の所在地	居宅介護事業の種類
名称	居宅介護事業所
所在地	変更年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社まごころ		有 限 会 社 佐 藤 器 機		活 協 同 組 合 津 軽 保 健 生	
七 卷 四 七 八 の 一	五 所 川 原 市 大 字 唐 笠 柳 字 藤	一 原 三 丁 目 八 の 安	五 所 川 原 市 大 字 四 九 の 一 九 五 所 川 原 市 大 字 稲 見 字 稲 葉	一 田 前 市 大 字 二 の 野	二 町 五 丁 目 二 の 田 弘 前 市 大 字
介 護 サ ー ビ ス ま ご こ ろ		あ け ほ の 居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	ケ ア プ ラ ザ あ け ほ の 居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	原 健 生 五 所 川 組 合 診 療 所	津 軽 保 健 生 活 協 同 組 合 健 生 五 所 川
七 唐 笠 柳 字 藤 卷 四 の 一 七		五 所 川 原 市 大 字 唐 笠 柳 字 藤 卷 四	五 所 川 原 市 大 字 長 橋 字 橋 元 七 五	五 所 川 原 市 字 一 ツ 谷 五 〇 八 の 七	五 所 川 原 市 字 一 ツ 谷 五 〇 八 の 七
二 九 ・ 二 ・ 一		二 九 ・ 一 〇 ・ 九		平 成 三 九 ・ 二 ・ 一	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	津 軽 保 健 生 活 協 同 組 合	津 軽 保 健 生 活 協 同 組 合
二 野 弘 前 市 大 字 の 一 二 丁 目	二 田 弘 前 市 大 字 の 二 五 丁 目	二 野 弘 前 市 大 字 の 一 二 丁 目	二 田 弘 前 市 大 字 の 二 五 丁 目	二 野 弘 前 市 大 字 の 一 二 丁 目	二 田 弘 前 市 大 字 の 二 五 丁 目	二 野 弘 前 市 大 字 の 一 二 丁 目	二 田 弘 前 市 大 字 の 二 五 丁 目	二 野 弘 前 市 大 字 の 一 二 丁 目	二 田 弘 前 市 大 字 の 二 五 丁 目	二 野 弘 前 市 大 字 の 一 二 丁 目	二 田 弘 前 市 大 字 の 二 五 丁 目
シ ビ 通 所 リ ン テ ー ハ		居 宅 療 養 指 導 管 理		シ ビ 訪 問 リ ン テ ー ハ		居 宅 療 養 指 導 管 理		シ ビ 通 所 リ ン テ ー ハ		シ ビ 訪 問 リ ン テ ー ハ	
診 五 組 生 津 療 所 合 活 軽 原 健 同 保 健		〃		病 組 生 津 院 合 活 健 生 同 保 健		〃		〃		ク ク 組 合 生 津 リ ニ ッ 同 保 健	
〇 字 一 八 の 七 五 所 川 原 市		〃		二 扇 弘 前 市 大 字 の 二 二 丁 目		〃		〃		二 扇 弘 前 市 大 字 の 二 二 丁 目	
〃		〃		〃		〃		〃		平 成 三 九 ・ 二 ・ 一	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人 桜木	〃	〃	〃	株式会社 まごころ	〃	有限会社 佐藤器械	〃	〃	〃
むつ市中央二丁目一五の二	五所川原市大字藤巻四七	五所川原市大字藤巻四七	五所川原市大字藤巻四七	五所川原市大字藤巻四七	五所川原市大字藤巻四七	弘前市大字安原三丁目八の一	弘前市大字野田二丁目二の一	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二
訪問介護	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	通所介護	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
ホームヘルプサービス 桜木	デイサービスセンター まごころ	〃	〃	介護サービスセンター まごころ	〃	あけぼのサービスセンター	ザアブラのサービスセンター	〃	〃
むつ市大湊の新町三〇の一〇	むつ市小川の六〇の一	〃	〃	五所川原市大字藤巻四七	〃	五所川原市大字長橋の橋元七五の一	五所川原市大字飯詰の石田二〇二	〃	〃
三〇・一・一	〃	〃	〃	二五・二・一	〃	二五・二〇・九	〃	〃	〃

青森県告示第三百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
〃	〃	〃	〃	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	名 称	介護予防事業者
弘前市大字野田二丁目一	弘前市大字田町五丁目二	弘前市大字野田二丁目一	弘前市大字田町五丁目二	弘前市大字野田二丁目一	弘前市大字田町五丁目二	主たる所在地	介護予防事業の種類
居宅療養管理指導	〃	通所介護センター	〃	訪問介護サービスセンター	〃	名 称	介護予防事業所
〃	〃	〃	〃	津軽保健生活協同組合クリニック	〃	所 在 地	変更年月日
〃	〃	〃	〃	弘前市大字扇町二丁目二の二	〃	〃	平成二五・二・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
まごころ株式会社		佐藤有限会社		〃		〃		〃		〃	
五所川原市大字稲葉四九の字		弘前市大字安原三丁目八の一		弘前市大字野田二丁目二の一		弘前市大字田町五丁目二の二		弘前市大字野田二丁目二の一		弘前市大字野田二丁目二の一	
介護予防訪問介護		介護予防通所介護		介護予防居宅療養管理指導		介護予防通所リハビリテーション		介護予防居宅療養管理指導		介護予防訪問リハビリテーション	
介護まごころ		あけぼのデイサービスセンター		ザアプレサービスセンター		〃		〃		津軽保健生活協同組合健康生	
五所川原市大字藤卷四七		五所川原市大字長橋の字		五所川原市大字飯詰の字		〃		〃		弘前市大字扇町二丁目二	
二九・二・一		二九・一〇・九		〃		〃		〃		〃	

変更後	変更前	区分		年月日
津軽保健生活協同組合	〃	名称	居宅介護支援事業者	平成 二九・二・一
弘前市大字野田二丁目二の一	弘前市大字田町五丁目二の二	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	
津軽保健生活協同組合	〃	名称	居宅介護支援事業所	
五所川原市字一ツ谷五〇八の七	〃	所在地	〃	〃

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第二百四十号

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人桜木会	〃	〃	〃
むつ市中央二丁目一三の五	五所川原市大字藤卷四七	〃	五所川原市大字稲葉四九の字
介護予防訪問介護	介護予防通所介護	〃	〃
ホームヘルプサービス桜木	デイサービスまごころ	〃	〃
むつ市大湊一丁目三〇の〇	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社まごころ		有限会社佐藤器機	
五所川原市大字稲葉一四九の一九	五所川原市大字稲葉一四九の一九	弘前市大字安原三丁目八の二	弘前市大字安原三丁目八の二
五所川原市大字藤巻四七八の一七	五所川原市大字藤巻四七八の一七	あけぼの居宅介護支援センター	あけぼの居宅介護支援センター
五所川原市大字藤巻四七八の一七	五所川原市大字藤巻四七八の一七	五所川原市大字橋元七五の一	五所川原市大字石田二二九の一〇二
二九・二・一	二九・二・一	二九・一〇・九	二九・一〇・九

青森県告示第百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業をを行う事業所	廃止年月日
アイデンド株式会社	就労移行支援	十和田市稲生町一三〇・三三二	平成三〇・三・三二
株式会社ニチイ学館	同行援護	十和田市稲生町四三第一階	〃
主たる事務所の所在地	名称	所在地	
八戸市大字廿三日四三の四	アイデンド	十和田市稲生町一三〇・三三二	
東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター	十和田市稲生町四三第一階	

青森県告示第百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
一般社団法人プロップ	短期入所	上北郡東北町字内蛇沢道ノ上九〇九の七	平成三〇・四・一
一般社団法人プロップ	共同生活援助	上北郡東北町字内蛇沢道ノ上九〇九の七	〃
社会福祉法人七戸福祉会	生活介護	上北郡七戸町字作田道五二の二	〃
社会福祉法人七戸福祉会	短期入所	上北郡七戸町字作田道五二の二	〃
社会福祉法人七戸福祉会	施設入所支援	上北郡七戸町字作田道五二の二	〃
アイデンド株式会社	就労継続B型支援	十和田市稲生町一三〇・三三二	〃
主たる事務所の所在地	名称	所在地	
八戸市大字廿三日四三の四	アイデンド	十和田市稲生町一三〇・三三二	
上北郡七戸町字太田野一九の四	エイトワン	上北郡七戸町字作田道五二の二	
上北郡東北町字内蛇沢道ノ上九〇九の二二	エイトワン	上北郡東北町字内蛇沢道ノ上九〇九の七	

青森県告示第百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定した



